



三鷹市自治基本条例要綱案 .....	2
自治体経営白書 .....	3
安全安心パトロール参加団体を募集 .....	4
老人保健医療制度 .....	5
イベントいっぱい! 7・8月の市内商店街! .....	8
児童手当法が改正に .....	9
小・中一貫教育校構想に関する基本方針(素案)...11	

# 一緒に考えませんか「みたかの憲法」

## 三鷹市自治基本条例要綱案ができました

市では、平成14年度より自治基本条例(仮称、以下同じ)の制定に向けた取り組みを進めてきましたが、この程、次のステップである条例素案の作成に先立ち、条例に盛り込む内容を項目ごとに整理し、条例の全体像がわかるようにした「三鷹市自治基本条例要綱案」を策定しました。

この条例要綱案は、三鷹市にふさわしい自治基本条例のあり方について検討を行ってきた「三鷹市まちづくり研究所第2分科会」の提言などをふまえて作成したものです。

今後、「まちづくり懇談会」の開催などにより、広く市民のみなさんのご意見を伺いながら、「みたかの憲法」となる自治基本条例の制定を進めていきます。

⇒ 企画経営室行政評価担当 ☎ 内線2150

2面に関連記事

### 自治基本条例Q&A



#### Step 1

#### Q なぜ、「自治基本条例」が必要なの?

平成12年の分権改革により国と地方は対等・平等の関係になり、自治体は国の下部機関ではなく、より自立した「地方政府」として、その役割と責務が増大しました。そこで、基本法として国に憲法があるように、自治体においても自治基本条例を整備することにより、市民の権利や、市民参加などの自治運営の仕組みを明確に定め、市民自治による協働のまちづくりを一層進めるために条例制定の取り組みを進めています。

#### Q 「みたかの憲法」ってどういうこと?

自治基本条例は三鷹市の「最高規範」として、自治の基本原理や基本原則などを定めるものです。そこで、自治基本条例が「みたかの憲法」として、ほかの条例などの上位に位置するものであることを明確にするために、自治基本条例の中で、この条例が市政運営において文字通り最も基本となる条例であり、ほかの条例などの制定にあたっては自治基本条例との整合性を図らなければならないことを定めることにより、三鷹市の「最高規範」であることを明らかにしています。

#### Step 2

#### Q 「基本構想」と「自治基本条例」はどう違うの?

基本構想と自治基本条例は、どちらも議会の議決を経て定めるという点では共通しています。基本構想は、市政運営の最高計画として、総合的で計画的な行政運営を図るために、市の政策の基本目標と、それを実現するための施策の方向を定めるものです。一方、自治基本条例は最高規範として、情報公開や市民参加などの市政運営の理念や仕組みなどを定めるものです。つまり、「基本構想」で描く都市の将来像を、市民が実現していくための制度・仕組みを定めるものが「自治基本条例」であり、いわば車の両輪のように、それぞれが役割を果たしながら、みたかのまちづくりが進められることとなります。

#### Q 自治基本条例ができると市民参加は進むの?

三鷹市では、これまで市民参加や情報公開の推進など、効率的で開かれた市政運営を進めてきましたが、それを自治基本条例に明記することによって、今後とも「みたかのルール」として定着させることができます。また、パブリックコメントや市民会議の公開、パートナーシップ協定や住民投票など、新たに制度化が必要な市民参加の仕組みも自治基本条例に盛り込まれますので、市民自治によるまちづくりがさらに進められることとなります。

#### Step 3

#### Q 自治基本条例ができると何が変わるの?

自治基本条例には、これまでの三鷹らしいまちづくりを大切に、さらに磨きをかけるとともに、様々な課題に対応するために、新たな制度や仕組みの提案も盛り込まれています。例えば市民会議などの規定として、会議を設置するときは、その目的に応じて委員の公募を行うとともに、性別、年齢構成、選出区分のバランスに留意し、また同じ人が長い期間あるいは複数の会議の委員に就任することのないよう努めることを初めて明文化することにしました。ほかにも住民投票制度やパブリックコメントの導入など、新たな自治の仕組みも提起されています。

#### 例えば 住民投票制度

「市政の重要事項」について、市民の意見を直接聴く必要があるときに、議会の議決を経て実施することができます。住民投票は、18歳以上で、市に3か月以上住所を有する人(永住外国人を含む)の50分の1以上の署名で請求できるという内容になっています。

#### 例えば パブリックコメント

重要な条例や計画をつくるときに、事前に案を公表し、市民のみなさんの意見を伺い、条例や計画の検討に活かしていきます。また、提出されたご意見に対する市長などの考え方を公表するとしています。



#### 市長コラム

三鷹市長

清原慶子



#### 安全安心パトロールの拡充をめざして

このたび、三鷹消防署と三鷹市消防団ポンプ車が、通常行っている防火防災のパトロールを、市の「安全安心パトロール」の取り組みの一環として、強化してくれることとなりました。

7月1日の午後、三鷹市の市役所前で、市議会の正副議長と厚生委員会の正副委員長、三鷹警察署長、三鷹消防署長・消防団長、消防委員会委員の皆さんらの立ち会のもとで、出発式が行われました。真つ赤な消防ポンプ車には、「三鷹市安全安心パトロール」と赤字で書かれた黄色のボディパネルがしっかりと貼られました。同時に、安全安心課待望の新しいパトロールカーも出発しました。

三鷹市では、市民の皆さんの安全安心のまちづくりへの要望を基礎に、昨年の12月から市の職員による安全安心パトロールを開始していますが、消防署と消防団がさらにその取り組みを強化してくれました。

今後は、公募の市民団体の皆さんの協力を得て、活動内容や人権尊重を含む講習会受講を基礎とした「市民協働安全安心パトロール」の取り組みを開始します。三鷹市を、災害や犯罪の発生しにくい、真に「安全安心なまち」とするために、市民の皆さんの大いなるご参加とご協力が必要です。

一人ひとりの力は小さくても、集まればきつと「まちの安全安心度」を高めることができると信じています。